

## 令和元年度第2回福岡県国民健康保険運営協議会

日 時：令和2年1月29日（水）

14時30分～14時59分

場 所：福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

出席委員：12名（欠席3名）

**【県課長補佐】** 定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回福岡県国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、県医療保険課課長補佐の甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、大森保健医療介護部長からご挨拶申し上げます。

**【県部長】** 皆さん、こんにちは。福岡県保健医療介護部長、大森でございます。

本日は令和元年度第2回福岡県国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。皆様方には、本県の国保運営に限らず、日ごろから本県の保健医療介護行政全般にご理解、ご尽力をいただいておりますことをこの場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年11月20日に開催いたしました第1回運営協議会におきまして、国民健康保険事業費納付金の算定方法について、知事から諮問をさせていただきました。平成30年度に実施されました国保改革により、納付金制度が新たに導入されまして、これまで2年間は制度改革により生じる激変を緩和する措置を講じてまいりました。しかしながら、高齢化の進展に伴う医療費の増嵩、それから、国保を取り巻く環境が厳しくなる中で、将来にわたって国保制度を安定的に運営していく上では、これまでの激変緩和措置を見直す必要があることから、さきの運営協議会におきまして激変緩和措置のあり方を中心にご審議いただき、答申案を作成していただいたところでございます。

本日は、第1回運営協議会でご審議いただきました答申案に対するパブリックコメントを行いましたので、この結果も踏まえまして、知事に対する答申についてご審議賜りたいと考えております。

限られた時間でございますが、委員の皆様の貴重なご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**【県課長補佐】** 議事に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日ご出席の皆様は、お手元配付の出席者名簿のとおりです。福岡県国民健康保険法施行条例第4条の各号の区分からご出席いただいております、15名中12名のご出席となっております。

ります。本運営協議会規則第3条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の進行につきまして、柴田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【柴田会長】** 会長を仰せつかっております柴田でございます。

今年度2度目の運営協議会となります。本日は、第1回運営協議会での知事からの諮問に対する答申を決定していただくという段取りになっております。前回、本運営協議会としてまとめました答申案に対する県民の皆様からのパブリックコメント等のご意見を踏まえまして、本日協議してまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、活発なご議論をいただいた上、協議会の円滑な運営にご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事に移ります前に、報道機関の皆様にお知らせいたします。議事の進行に支障がないよう、カメラ撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。ご了承ください。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

まず、議題の答申案についての協議を行っていただきます。

第1回運営協議会から時間も大分たっておりますので、前回まとめました答申案について事務局から再度ご説明をお願ひしたいと思います。

**【県課長】** 医療保険課長の兵頭でございます。座ってご説明を申し上げます。

平成30年度に実施いたしました国保制度改革、納付金の算定、そして激変緩和措置等の見直しにつきましては、前回の運営協議会で説明しましたとおりでございます。これらの内容を踏まえた上で、11月20日の運営協議会で皆様に取りまとめていただきました答申案につきまして、説明をさせていただきます。

右肩の資料番号2-1「国民健康保険事業費納付金の算定方法（答申案）」をお願ひいたします。

まず、1ページでございます。資料の右側が平成29年度の本運営協議会からの答申、現行の納付金の算定方法を記載したものでございます。左側には前回開催いたしました運営協議会でまとめていただきました答申案を記載をしております。見直しを行った部分を赤字で記載しており、黒字の部分は変更がないところでございます。

3ページをご覧ください。右側の二つ目の丸でございます。こちらは激変緩和措置とその不断の検証について記載をしている箇所でございますが、こちらにつきましては、後ほど記載をしております3の(6)や4と重複をいたしますので、削除させていただいております。

ろでございます。

4ページをご覧ください。

一番下の(5)納付金算定に当たっての賦課限度額について、こちらは国の政令基準とすることについて変更はございませんけれども、平成29年度の限度額が参考として記載をされておりました。現在、限度額は変更されており、また、今後変更されることも考えられますので、削除させていただいているところでございます。

ちなみに、平成30年度におきましては、医療分が54万円から58万円に変更されておりました。後期高齢者支援金分19万円、介護保険納付金分16万円は変更ございませんでした。そして、平成31年度でございますけれども、医療分がさらに61万円となり、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては変更がございません。

また、来年度でございますけれども、医療分についてはさらに63万円に増額され、後期高齢者支援金分については19万円のまま、介護納付金分は16万円から17万円に引き上げるというような変更が、見込まれているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

激変緩和措置についてでございます。現在の答申では、制度施行後3年間は一定割合＝0%とする激変緩和措置を行うこととしております。前回、1年前倒しをして激変緩和措置を見直すということで、本運営協議会としてご了解をいただいたところでございます。その内容について記載をしております。

左側でございます。まず一つ目、「激変緩和措置の実施期間は、令和5年度までとする。」としております。

次に、「納付金の算定における「一定割合」は、自然増+ $\alpha$ とする。」としております。

三つ目でございます。「一定割合」の自然増は、1人当たり保険給付費等の伸び率(平成28年度比)とする。 $\alpha$ は、激変緩和措置の収束に向けた調整値とし、市町村との協議により決定する。」としているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

最後に、4 不断の検証等についてでございます。右側の一つ目の丸、「納付金の算定方法については、3年後の国保運営方針の検証時に、必要に応じて見直しを行うものとする」としてございましたけれども、こちらにつきましては、「必要に応じて見直しを行う」と改めているものでございます。

前回まとめていただきました答申案について、事務局からの説明は以上でございます。

【柴田会長】      ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたとおり、納付金の算定における激変緩和措置の見直しに関して前回第1回運営協議会で答申案をまとめまして、これに対して県民からのパブリックコメントを実施することとしておりました。

引き続き、パブリックコメントの結果につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**【県課長】** それでは、先日実施をいたしましたパブリックコメントにつきまして、その結果をご説明させていただきます。

右肩の資料番号2-2「パブリックコメントの結果」をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

前回の運営協議会で取りまとめていただきました答申案について、県民の皆様から多様な意見を求めることを目的として、パブリックコメントを実施いたしました。

意見募集の対象となりましたのは、国民健康保険事業費納付金の算定に関する本協議会の答申案でございます。

意見募集の期間は11月29日から12月12日まで、2週間実施をしているところでございます。

意見募集の方法につきましては、福岡県公報への登載、県民情報センター及び地区県民情報センターにおける閲覧、また、県のホームページへの掲載でございます。

意見提出の結果についてでございますけれども、提出された意見は0件で、答申案に対する意見はございませんでした。

意見提出の結果につきましては、県公報など意見募集の方法に準じまして2月に公表を予定しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【柴田会長】** ありがとうございます。

前回、パブリックコメントでの意見を踏まえた上で答申案の修正等について協議を行うこととしておりましたが、意見はなかったということでございます。

それでは、第1回運営協議会でまとめまして、パブリックコメントの結果を踏まえた答申案、資料2-3に基づき答申について本日協議をしたいと思っております。

前回の会議におきまして、秋田委員から、3の(7)にございます高額医療費の共同負担についてご意見があり、いろいろご議論いただいた上で、その取り扱いにつきましては私にご一任いただいたところでございます。

ご質問いただいた趣旨というのは、近年、医療の高度化や高額薬剤の保険適用等によって

医療費が高額になった場合、市町村の規模によっては非常に負担が重くなるケースが生じております。このような状況の中で、「高額医療費を負担するための調整を行わない」との文言にとらわれまして、今後一切見直しが行われないのではないかとということをご懸念されたご発言だったと存じます。

このご意見を踏まえた上で、答申案といたしまして、「3 納付金の算定方法」は次年度の納付金算定の前提条件を定めている部分でありまして、近々に定めなければいけない来年度の算定を考えた場合に、明確な方針を出しておく必要があると考えておりまして、この部分につきましては、原文のままでいかがであろうかと考えております。

しかしながら、先ほどご説明申し上げたような状況を考慮いたしますと、市町村国保における高額医療費を含めた医療費の動向を今後さらに注視し、納付金算定のあり方について、引き続き不断の検証と必要に応じた見直しをすべきであると考えております。

このため、答申案の「4 不断の検証等」の丸の一つ目を加筆修正いたしまして、「納付金の算定方法については、新制度移行後の運用状況や市町村の医療費の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。」ということにしてはいかがかと、ご提案申し上げております。

本運営協議会として答申案を知事にお渡しする際には、ただいまご説明したような本運営協議会での議論を踏まえた内容をお伝えしたいと考えております。

この修正案につきまして、事務局は何か補足等ございましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

**【県課長】** 特にはございません。

**【柴田会長】** それでは、委員の方々、この修正案についてご質問、ご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【秋田委員】** すみません、本当に会長、副会長には大変お手を煩わせましたけれども、我々の気持ちというものはこの文言だけではなくて、知事に直接また答申されるときに会長からおっしゃっていただくということで、こういう文言で私はいいんじゃないかなと思っております。ただ、ぜひとも知事には、この運営協議会の委員の皆様方の気持ちをぜひおわかりいただきたいと要望だけしたいと思っております。

**【柴田会長】** どうもありがとうございます。ご趣旨を承りましてお伝えしたいと思います。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。高額医療費の問題はなかなか大変ですし、今後の見通しもわかりませんから、実態等を把握した上で適切な対応を今後とらせていただく

ということを確認したいと思っております。

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。この答申案につきまして、ただいまの高額医療費以外のものにつきましても何かお気づきの点、ご質問、ご意見ございましたらご発言  
お願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 特にないようでございますが、念のために事務局にお伺いしますけれども、本運営協議会での前回の議論等々の経過を、答申をお渡しする際にコメントしたいと思っています。そういう内容について広く県民の皆様にご理解いただける機会というのはどのように設定しておられるのか、そういう機会についてご説明をお願いしたいと思います。

【県課長】 いただきました答申につきましては、まずは答申の要旨を2月の県公報に掲載したいと思っています。また、本運営協議会でご議論いただいた議事録、それから知事に答申書をお渡しいただくときの会長からのコメントについても県のホームページに掲載いたしまして、広く県民の皆様にご知っていただけるよう周知をさせていただきたいと考えています。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。そういうことで、この協議会での議論をきちんと公開して今後の議論を担保していきたいと思っていますので、前回の議論等々をしっかりと今後煮詰めていきたいと思っています。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、今後もまた国保の改革を進めていくにはまだまだたくさんの課題を解決する必要がある状況だと思えます。本協議会でも、今後ともその進捗状況をしっかり見つめていくということで、この高額医療費の問題だけではなくて、さまざまな問題に適切に対応していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

寺澤委員、よろしくお願います。

【寺澤委員】 ありがとうございます。激変緩和措置が3年から6年に今度延びたわけですよね。実質的には令和5年までということで、激変緩和措置がなくなるとき、また急激な保険料の変化などがないように、激変が緩やかに戻っていくようなこともお考えになっていらっしゃるのか、そのまま戻っていくのか、何かその辺のアイデアとかお考えとかがあるんでしょうか。教えていただきたいと思っています。

【柴田会長】 事務局、お願います。

【県課長】 ただいま激変緩和措置の実施期間が令和5年までということで、それまでの間に徐々に激変緩和措置を縮小いたしまして、令和6年に、大きな変化が生じないように市

町村とも協議しながら、配慮しながら措置してまいりたいと思っています。

【柴田会長】 ありがとうございます。「α」というところにそのあたりを込めていかれるんだと思いますけれども、ぜひ軟着陸を、混乱のないようにお願いしたいと思っています。ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 特にないようでございますので答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 ありがとうございます。では、ただいまご議論いただいた資料2-3の答申案を本運営協議会の答申とさせていただきますと考えておりますけれども、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、「答申(案)」の(案)を取らせていただきまして、本運営協議会の「答申」としたいと思います。

この答申書につきましては、私と馬場園副会長で本日後ほど知事にお渡しさせていただく予定となっております。どうもありがとうございました。

それでは、次にその他の議事といたしまして、事務局から、今後のスケジュール等についてご説明をお願いしたいと思います。

【県係長】 その他の議事といたしまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。右肩に「運協2-4」とあります資料をお願いいたします。

1枚おめくりいたしましてスケジュール表でございますけれども、表の2段目に当運営協議会の審議スケジュールを記載しています。中ほどが令和元年度の予定でございます。本日、第2回運営協議会で答申をまとめていただきました。この答申を踏まえて納付金算定における激変緩和措置のあり方を決定し、令和2年度の納付金算定に反映することとなります。また、来年、令和2年度でございますけれども、福岡県国保運営方針の3年目となりまして、中間見直しに向けた協議が必要となります。国保運営方針の進捗状況を踏まえつつ、今後の取り組みや方向性を運営方針に反映していくこととなります。国保運営方針の見直しにつきまして、また諮問し、そのご審議をいただくこととなりますので、引き続きよろしく願いいたします。

今後の協議スケジュールの説明は以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 ありがとうございます。特にないようでございます。

以上、こちらで本日予定しておりました議事は全て終わりましたけれども、本協議会の今後の運営、また全体を通じましてご意見等ございましたら、ご発言、ご指摘いただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

【梶谷委員】 協議会の開催時間ですけれども、できればもう少し遅い時間からにしていただければありがたいと思います。以上です。

【柴田会長】 ご多用のところお集まりいただくということで、いかがでございましょうか。

【県課長】 開催の時間につきましては、また皆様にご相談を差し上げて、皆様のご希望を反映させていただきたいと思います。以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。今後、ぜひご配慮いただいてということでございますので、よろしくをお願いいたします。何かご意見ございますでしょうか。

【中村委員】 距離が近い人は遅い時間で構わないと思いますけど、みんなの意見を聞いていただいて決めていただきたいと思います。

【柴田会長】 どうぞよろしくをお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 特にないようでございますので、最後に今回の議事録の署名委員をお願いしたいと思います。こちらからご指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 では、本日は中村委員と満生委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は議事の円滑な進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。本運営協議会としまして答申を決定することができました。今後はこの答申に沿って適切な国民健康保険の運営を図っていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど申しましたけれども、まだいろいろと課題等ございますので、引き続き本運営協議会の委員の皆様方、今後ともよろしくご指導のほどお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、令和元年度第2回福岡県国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は大変ご熱心なご議論をいただきまして、幸いにも答申案をまとめることができましたけれども、繰り返しになりますが、本協議会で皆様方からいただきましたご意見等々がきちんと引き継がれるように、知事にもお伝えしますし、また県のほうでも公表等ご配慮いただけるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —